



## 第1種・第2種低層住居専用地域における単独車庫の建築について

第1種・第2種低層住居専用地域内において、単独車庫を建築する場合は建築基準法上適法でないことから認められません。しかし、宅地分譲のみを行う敷地においては、箱型擁壁として宅造許可申請の受理を行っています。

箱型擁壁の審査は宅造基準によるものであり、開口等のないシンプルなボックスカルバート構造物のみを対象とします。

また、建築基準法の扱いについては、事前に設計者は建築指導課と協議を行う必要性があります。建築指導課と協議する上で、宅造申請書類とあわせて次の書類を準備してください。

- ①「宅地造成と併せて築造する単独車庫の事前協議書」・・・(開発審査課配布)
- ②造成平面図
- ③造成断面図
- ④平均GL算定書
- ⑤その他 建築指導課が必要と認めた書類